

可燃物処理施設立地促進基金活用状況

(H30.10.1 現在)

□地域活性化事業交付金等

東部広域が実施又は地権者集落等が地域振興を図るために実施する事業等
に対し支援するもの。

〔平成 29 年度〕

(単位：千円)

主な事業内容	支払済額
公民館の新築 (郷原)	14,779
倉庫の整備等 (郷原 外)	9,020
地元管理道・井手改修等 (山手 外)	13,053
合 計	36,852

可燃物処理施設の稼働に向けた今後の取り組みについて

今後、可燃物処理施設の稼働に向けて、主に次のような事項について、東部広域と組織市町が協力して取り組んでいく必要がある。

1. 収集・運搬に関すること…組織市町所管

□収集に関する事項

i. 収集体制の点検

- ・焼却施設の変更に伴う収集体制の点検（運搬距離の増減あり）

□運搬に関する事項

i. ごみ収集車両の運行管理指導

- ・搬入ルート分散化
- ・搬入搬出時間の分散化
- ・車両の明確化表示
- ・低公害車の導入促進 等

□ごみ袋料金に関する事項

- ・各組織市町が地域の実情に即して設定

2. 処分に関すること…東部広域所管

□施設の設置・運営に関する事項

- i. 運営管理に係る経費の組織市町の負担割合の決定
- ii. 自ら搬入する場合の手数料の設定

□売電に関する事項

3. 参考

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

（市町村の処理）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに[〔]収集し、これを[〕]運搬し、及び[〔]処分し[〕]なければならない。